

鹿沼市立西小学校等整備設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の概要

1 業務内容

(1) 業務名称

鹿沼市立西小学校等整備設計業務委託

(2) 趣旨

鹿沼市では、「鹿沼市公共施設等総合管理計画」を策定し、市有施設の総合的な管理に取り組んでおり、効果的・効率的な施設整備と管理運営など、実情に応じた適正な配置・更新を図ることを目指している。同計画の方針に基づき、本事業では、西小学校、東大芦コミュニティセンター、鹿沼市西小学校学童保育館（以下、学童保育館という。）の機能を現西小学校敷地に集約させ、学校児童の安全に配慮しながら、災害に強く、長期的、効率的な運営、管理が行える「西部地区の地域拠点の構築」を目的とする。

また、西小学校については、「鹿沼市立小中学校再編計画」において、西小学校の校舎を活用して加園小学校との統合を推進しているが、同校の校舎は昭和47年に建築され築50年余を経過し、建物・設備の老朽化の課題を抱えている。本事業において、既存校舎の長寿命化改良工事を実施し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げることを目標とする。

以上を踏まえたうえで、全体事業費19億円以内を堅持しつつも、西部地区のニーズに応える地域拠点とするために、実績ある設計者から優れた提案を募る。

(3) 業務内容

ア 西小学校校舎の長寿命化改良工事に関する基本及び実施設計

イ 東大芦コミュニティセンター及び学童保育館の基本及び実施設計

ウ 駐車場設置及び施設内外の周辺環境との調和に関する外構工事の基本及び実施設計

工 基本設計の業務内容は、地質・アスベスト調査、建築・電気設備・機械設備設計、外構工事設計、RC 車体の強度試験、中性化度の調査、各種説明会、会議等に必要な資料の作成及び参加支援を含む。

才 実施設計の業務内容は、外構工事、建築積算・電気設備積算・機械設備積算業務、概略工事工程表の作成業務、計画通知・開発許可申請手続き業務（行政手数料は含まない）、その他関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務、省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務（各種行政手数料は含まない）、各種説明会、会議等に必要な資料の作成及び参加支援を含む。

(4) 施設の場所

栃木県鹿沼市上日向 606

(5) 発注者

鹿沼市長 松 井 正 一

(6) 業務規模

ア 建物規模及び概算工事費

(ア) 鹿沼市立西小学校

校舎の長寿命化改良工事。併せて多機能トイレを含むエレベーター棟、バリアフリー対応を付設する。

構造：RC 造。

延べ面積3, 038m²。

※校舎は耐震補強済。また、「屋内運動場」及び「校舎と屋内運動場をつなぐ渡り廊下棟」は設計対象外。

(イ) 東大芦コミュニティセンター

出張所機能事務室、会議室、男女トイレ、多機能トイレを付設する。

構造：木造。

延べ面積 500 m²を上限とする。

(ウ) 学童保育館

学童保育館（スタッフ5人程度、利用児童定員50人程度）とする。活動室、静養室、男女トイレを付設する。

構造：木造。

延べ面積 130 m²を上限とする。

※(ア)～(ウ)は利用目的の異なる施設となるため、各施設間の騒音・防音対策に配慮する。

(エ) 駐車場

学校等来場者用駐車場台数 80台（内教職員用駐車場40台）

イ 全体事業費 約19.0億円（消費税及び地方消費税含む）

ウ 業務委託料

契約限度額107,745千円（消費税及び地方消費税含む）

(7) 計画概要

令和12年度を工事完成目標とし、工事期間中、児童は加園小学校を仮設校舎として利用する計画である。東大芦コミュニティセンター、学童保育館、及び新設駐車場の配置等は提案による。提案に際して、工事中の利用安全（スクールバス停留所、体育館利用者等）、駐車場等、利便性の確保には十分配慮のこと。

(8) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（12か月間）とする。

(9) 設計及び工事予定期間

設計期間を約12か月間とする。工事期間としては、本体工事及び外構工事を含め、約42か月間を予定する。

※詳細なスケジュールは、基本設計の中で決定する。

2 参加資格

(1) 次の要件をすべて満たす企業とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく鹿沼市の入札参加制限を受けていない者であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、1級建築士事務所の登録をうけている者であること。
- ウ 令和7・8年度鹿沼市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、かつ建築関係建設コンサルタントに登録されていること。
- エ 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- オ 過去20年以内に、延べ面積3,000m²以上の学校施設の長寿命化に係る建築設計業務の元請実績があること。

3 業務実施上の条件

(1) 管理技術者^{*1}、意匠担当主任技術者^{*2}、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者を各1名配置する。

(2) 管理技術者^{*1}は、次の要件をすべて満たすこと。

- ア 参加表明書及び技術提案書の提出企業の社員とすること。

イ 1級建築士取得後13年以上で、2(1)オに掲げる学校施設に関する設計実績を有すること。

(3) 意匠担当主任技術者^{*2}は、次の要件をすべて満たすこと。

- ア 参加表明書及び技術提案書の提出企業の社員とすること。

イ 1級建築士取得後8年以上で、2(1)オに掲げる学校施設に関する設計実績を有すること。

- (4) 構造担当主任技術者、設備担当主任技術者は、協力企業の社員とすることができます。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力企業※³が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力企業となっていないこと。
- (6) 業務の一部を再委託する協力事務所が鹿沼市の建築関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格者である場合には、当該協力企業が指名停止期間中でないこと。
- ※1 「管理技術者」とは、業務の管理及び統轄を行なうもの。
- ※2 「担当主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うもの。
- ※3 「協力企業」とは、業務の一部を再委託する際の事務所をいう。

4 基本設計者特定までのスケジュール

		内 容	日 時
一 次 審 査	参 加 表 明 書 等 提 出	実施要領等の配布	令和 8年 1月14日（水）午前9時から
		参考資料の配布及び閲覧	令和 8年 1月30日（金）午後5時まで
		参加表明書等に関する質問書の受付期間	実施要領等の配布日から 令和 8年 1月20日（火）午後5時まで
		質問書の回答	令和 8年 1月26日（月）
		参加表明書等の受付期限	令和 8年 1月30日（金）午後5時まで
		一次審査	令和 8年 2月 2日（月）
		選定・非選定通知書の発送	令和 8年 2月 4日（水）
二 次 審 査	技 術 提 案 書 提 出	技術提案書の受付開始	令和 8年 2月 4日（水）
		技術提案書に関する質問書の受付期間	選定結果の通知日から 令和 8年 2月13日（金）午後5時まで
		質問書の回答	令和 8年 2月20日（金）
		技術提案書の受付期限	令和 8年 3月13日（金）午後5時まで
		プレゼンテーション、ヒアリング及び二次審査	令和 8年 3月24日（火）
		特定・非特定通知書の発送	令和 8年 3月25日（水）

第2 担当部局

（提出先及び当該業務全般に関すること）

鹿沼市 行政経営部 行政経営課 公有財産活用係
 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
 TEL 0289(63)2481
 FAX 0289(63)2224
 メールアドレス gyouseikeiei@city.kanuma.lg.jp

第3 参加表明書

1 参加表明書の作成方法

別添「参加表明書作成要領」による。

2 参加表明書の失格

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とすることがある。

3 提出方法

（1）2部（正副1部ずつ）を提出すること。

（2）土曜日・日曜日及び祝祭日（以下「休日等」という）を除く午前9時から午後5時まで
 （ただし正午から午後1時までを除く）

4 提出期限：令和8年1月30日（金）午後5時まで必着 郵送可

第4 質問及び回答

- 1 この要領についての質問は、質問書（様式第10号）により行うものとし、電子メールにて質問書を送付（添付）すること。電子メールを送信した際には、その旨、電話にて連絡をし、受信を確認すること。なお、質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。
 - (1) 質問の受付担当課：第2に同じ。
 - (2) 質問の受付期間：令和8年1月14日（水）午前9時から
令和8年1月20日（火）午後5時まで（休日等を除く）
- 2 質問に対する回答：令和8年1月26日（月）午後5時までに、下記の方法で行う。
 - (1) 電子メール：質問を送信したメールアドレス宛に回答。
 - (2) ホームページ：各社からの質問とその回答をまとめて鹿沼市ホームページに掲載する。

第5 技術提案書の提出者を選定するための基準

- 1 設計事務所の委託業務に対する履行能力
 - (1) 技術者数及び有資格者数等から判断される組織力
 - (2) 事務所の業務実績
- 2 受託した場合の設計実施体制の能力
 - (1) 配置予定技術者の資格
 - (2) 配置予定技術者の業務実績
 - (3) 配置予定技術者の経験年数
- 3 参加表明書の無効
提出書類について、記載内容に相違等がある場合はその項目を無効とすることがある。
- 4 技術提案書の提出者の選定数
技術提案書の提出者を5者程度選定する。ただし、同評価の者が5者を越えて存在する場合はこの限りではない。

第6 技術提案書の提出者の決定及び通知（一次審査）

- 1 市長は、参加資格を認めた者のうちから、鹿沼市立西小学校等整備設計者選定審査委員会（以下「審査委員会」という）の選考を経て技術提案書の提出を要請する者を決定する。
- 2 市長は、1の決定を受けた者に対し、技術提案書の提出の要請をするものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知する。
- 3 技術提案書作成要領など必要な資料については、今後の審査委員会で審議決定した後に選定された者に配布する。

第7 非選定理由に関する事項

技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）について書面（非選定通知書）をもって、鹿沼市行政経営部行政経営課公有財産活用係から通知する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

第8 技術提案書の提出方法及び提出期限

- 1 提出方法
 - (1) 9部（正1部、副8部）を提出すること。
 - (2) 休日等を除く午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時までを除く）
- 2 提出期限：令和8年3月13日（金）午後5時まで必着 郵送可

第9 技術提案書を特定するための評価基準

1 業務実施方針及び手法

業務への取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定のテーマに対する内容を除く）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。

2 特定のテーマに対する提案

提案の的確性・独創性・実現性等を総合的に評価する。

（1）特定テーマとする3つの課題

ア 既存校舎の長寿命化による耐久性向上と学び舎としてリニューアルについて

イ 単に行政サービスと子育て支援の場を提供するだけでなく、地域住民の多様なニーズに応え、成長できる「地域の核」となることを目指す東大芦コミュニティセンター及び学童保育館の考え方について

ウ 小学校、東大芦コミュニティセンター、及び学童保育館という異なる機能が複合することで生まれる相乗効果を最大限に引き出し、子どもたちの安全性はもちろんのこと、地域住民の安全性・利便性を高め、地域コミュニティの活性化に貢献する敷地ゾーニング、及び工事期間中でもスクールバス停留所及び市民の休日夜間に体育館利用ができるような工事に関する考え方について

3 取組意欲、業務の理解度

ヒアリング内容を踏まえ総合的に評価する。

第1〇 技術提案書の特定及び通知（二次審査）

一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、二次審査において審査委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、最も適した設計者を特定する。ヒアリングの詳細は、別途通知する。

第11 非特定理由に関する事項

提出された技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）について書面（非特定通知書）をもって、鹿沼市行政経営部行政経営課公有財産活用係から通知する。特定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

第12 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

第13 支払条件

前金払い 「鹿沼市業務委託契約書」第34条による。

第14 その他

- 1 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、当該者に対し本市発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。
- 3 本件業務を受注した建築関係建設コンサルタント（再委託先である協力企業を含む。以下同じ）及び本業務を受注した建築関係建設コンサルタントと資本又は人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- 4 参加表明書は返却しないものとする。また、特定された技術提案書は返却をしないが、特定されなかった場合に、技術提案書の返却を希望する場合はその旨を申し出ること。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- 5 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載さ

れた内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- 6 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 7 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかったものは、技術提案書を提出できない。